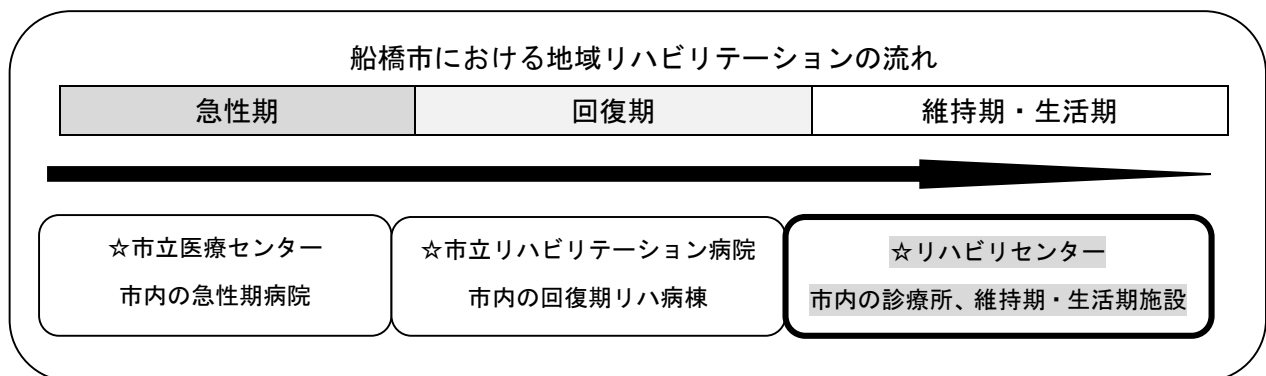


地域リハビリテーション拠点事業

1. 目的

リハビリテーションを必要とする人が、少ない資源の中で、医療、介護等のサービスを楽しむためには、急性期から維持期・生活期までのあらゆるステージにおいて、適切な支援が継続的に行われている必要があります。

このため、市としては、市民及び市内のリハビリテーション関係者へのリハビリテーションの重要性及び必要性の周知、市内のリハビリテーション関係者の育成、医療及び介護の連携強化並びにリハビリテーションに関する実態把握を目的として、下記の地域リハビリテーション拠点事業を積極的に実施し、地域リハビリを市内全域へ波及させていきたいと考えております。



2. 事業内容

事業内容については、下記の項目を実施する。

(1) リハビリについての啓発活動

<具体例>

- ・リーフレットや刊行物等を作成・配布する。
- ・リハビリの具体的な事例をホームページに掲載する。
- ・リハビリテーションの普及に関する市民向けの講演会・研修会を行う。

(2) リハビリ関係者の育成

<主な業務>

- ・維持期・生活期を中心としたリハビリに関する先進的取り組み事例の情報収集及び幅広い周知を行う。
- ・年3回程度の地区勉強会、及び年2回程度の研究大会を実施する。
- ・船橋市内の回復期リハビリテーション病院等と連携し、「船橋近隣地域介護職員向けリハ技術勉強会」を年4回以上程度開催する。
- ・県単位で活動しているリハビリ研究会に協力し、研修会の開催等協力する。

(資料5)

(3) ネットワークの構築

<主な業務>

- ・地区勉強会は「顔の見える連携」を図る契機となっており、更に活動を継続・発展させる。
- ・「ひまわりネットワーク」の活動に協力し、地域におけるネットワーク形成に貢献する。
- ・船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会、船橋市介護支援専門員協議会の活動に参画し、医療・介護連携の発展に貢献する。
- ・回復期病床を持つ病院やその他の医療機関等との連携を密に行う。

(4) 維持期・生活期のリハビリに関する実態把握

<主な業務>

- ・船橋市及び船橋市医師会と協力し、リハ提供機関マップなどの作成に貢献する。

(5) リハビリの総合相談

<主な業務>

- ・リハビリ総合相談窓口を設置する。かかりつけ医、ケアマネージャー、リハ関連職種、市民からの相談を受け付ける。事例を積み重ね、匿名性に配慮した形で公表する。

3. 実施事業について

実施事業については、上記の項目を基本として、具体的な内容とそれに係る費用を船橋市リハビリセンター事業計画書（申請書類5）に記入していただきます。ただし、最低限下記内容を実施するものとし、また、費用の中には食事や懇親会費用を含めることは出来ません。

| | |
|---|------|
| ・リハビリセンターパンフレットの作成、配布 | 1回/年 |
| ・地域リハビリ推進用リーフレットの作成、配布 | 2回/年 |
| ・リハビリセンター刊行物の作成、配布 | 4回/年 |
| ・ホームページに最新情報を掲載 | 2回/年 |
| ・市民向け講演会開催 | 2回/年 |
| ・市民向け研修会開催 | 2回/年 |
| ・リハビリ関係者向け講演会開催 | 2回/年 |
| ・リハビリ関係者向け研修会開催 | 3回/年 |
| ・維持期・生活期リハビリの実態と潜在的なニーズの調査研究報告 | 2回/年 |
| ・船橋市地域リハビリテーション協議会、ひまわりネットワークのメンバーと積極的に連携を行う。 | |
| ・リハビリセンター内にリハビリ相談窓口を設置し、総合相談を行う。 | |

4. 人員配置

上記2、3の業務が実施可能な職員を1名以上配置してください。